

平成26年度



年報・研究紀要

CENTER FOR EVALUATION, AKITA UNIVERSITY

秋田大学の目的・基本理念

○ 秋田大学学則（抜粋）

（目的）

第1条 秋田大学（以下「本学」という。）は、学術、文化の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって平和文化の進展に寄与する人材の育成を目的とする。

○ 秋田大学大学院学則（抜粋）

（目的）

第2条 秋田大学大学院（以下「大学院」という。）は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

○ 基本理念

- ・ 国際的な水準の教育・研究を遂行します。
 - ・ 地域の振興と地球規模の課題の解決に寄与します。
 - ・ 国の内外で活躍する有為な人材を育成します。
-

目次

秋田大学の目的・基本理念

《年報》

巻頭言	副学長（評価担当） 評価センター長	西田 眞	1
特別寄稿	鳥取大学 大学評価室 准教授	大野 賢一	3
評価委員からの寄稿	医学系研究科 教授	妹尾 春樹	4

国立大学法人評価委員会による 平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果			5
--	--	--	---

評価センターの活動報告			
・業務活動記録			8
・評価センター広報（No.37～39）			10

○評価センター平成25年度自己評価書			15
--------------------	--	--	----

○評価センターの構成と関係規程等			
・評価センターの体制、組織			26
・評価センター運営委員会委員名簿			27
・評価センター評価委員会委員名簿			27
・総務企画課評価室名簿			28
・秋田大学評価センター規程			29
・秋田大学評価センター運営委員会実施細則			29
・秋田大学評価センター評価委員会実施細則			30

《研究紀要》

採択大学の構想調書の内容分析と評価への活用法に関する試行的研究 ースーパーグローバル大学創成支援の一項目を事例としてー	評価センター 副センター長	辻 高明	33
--	---------------	------	----

評価センター所在地



年報

巻 頭 言

副学長（評価担当）
評価センター長 西 田 眞

平成26年度版「年報・研究紀要」の発行に当たり、まずは評価センターの活動に、日頃多大なご支援並びにご理解を頂いておりますことに対して、感謝申し上げます。

評価センターの主な活動は、前年度の業務評価（年度評価）への対応や、当該年度の年度計画の進捗状況取り纏め、次年度の年度計画策定支援などの法人評価への対応のほか、認証評価への対応などとなります。平成26年度に実施された国立大学法人評価委員会による「平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果」、並びに平成26年度の評価センターの具体的な活動内容については詳細を別掲しておりますので、そちらをご一読頂ければ幸いです。

さて、ご承知のように平成28年3月末をもって第2期中期目標期間が終了し、平成28年4月より第3期中期目標期間へと移行します。このため、評価センターでは平成26年度から27年度に掛け、年度評価への対応に加えて、次に示す事業及び報告書等の作成支援をも併せて進めております。

- ①平成27年度及び第2期中期目標期間の実績報告書作成（提出期限：平成28年6月30日）
- ②第2期中期目標期間の教育研究に係る実績報告書作成（提出期限：平成28年5月31日（研究業績説明書）、6月30日（教育研究に係る実績報告書））
- ③第3期中期目標・中期計画策定（素案提出期限：平成27年6月30日、原案提出期限：平成28年1月31日）

①平成22年度をスタートとする第2期中期目標期間全体6年分の実績報告書の提出が求められており、この取り纏めの準備作業を進めつつあります。②は第2期中期目標期間中に実施された教育研究に係る活動状況と成果を報告書として取り纏めるものです。教育に係る実績報告書は各学部・研究科それぞれを単位として、研究に係る実績報告書は学部研究科を一つの単位として取り纏める必要があります。「提出までに1年以上あるではないか…」とは思わないで下さい。教育実績報告書には、観点に沿った、例えば「卒業・修了生の進路先や就職先等関係者への意見聴取結果」等を記載することが求められます。研究実績報告書でも、「関係者の期待に込んでいるか」との観点で分析した内容を具体的に記載することが求められます。いずれも準備に相当の時間を要しますので、教職員皆様方に一層のご協力をお願いする次第です。

③は来たる第3期中期目標期間における秋田大学の中期目標・中期計画を策定する業務になります。AU-CISを通じてご承知と存じますが、澤田学長指導の下、大学戦略室に「第3期中期目標・中期計画検討プロジェクトチーム」が設置され、素案の作成に当たっており、評価センターも作業の支援をさせて頂いております。

さて、評価とインセンティブやペナルティーは常識的に考えて表裏一体で実施されます。第1期中期目標期間（平成16年度～21年度）では、暫定評価（平成19年度までの4年間）における総合評価ウエイトに基づく「運営費交付金の評価反映分」の配分（増・減）が実施されました。第1期同様に、第2期中期目標期間（平成22年度～27年度）も評価結果を運営費交付金等の算定に反映することされてはいるものの、具体的な反映方法についての情報は今のところありません。これに対して、平成28年度からスタートする第3期中期目標期間については「国立大学法人運営費交付金の見直しの基本的な方向性について」の議論の中で、評価と配分への方法も検討され、年度ごとの評価や中間評価など種々な方法についても審議されております。第2期の評価方法そして将来の評価の在り方など不明な点がありますが、評価センターでは、評価に関する情報を可能な限り収集し、対応を心がける所存です。

さて、平成27年度は第2期中期目標期間の最終年度であり、第3期への移行期間となります。評価センターは各部局等と密接な連携を図り、秋田大学にとって重要な評価活動を進めていくつもりでおりますので、これまで以上のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

特別寄稿

大学評価を通じた教職員の意識改革に向けて

鳥取大学 大学評価室
准教授 大野 賢一

鳥取大学で評価業務に携わるようになり、はや6年が過ぎた。大学評価室に配属された時は、総合メディア基盤センターで情報系業務を担当していたため、評価に関しては全くの素人であった。では、なぜ私のような教員が今でも大学評価室で働いているのか。

まず考えられる理由として、大学評価室は、組織上では学長の下に設置されているが、事務局総務企画部企画課の事務室に、教員を配置したことである。このことは、本学では初の試みであった。教員が評価業務を行うためには、職員との連携は必要不可欠であり、同じ目的を持ったチームとして活動を開始したのである。実際、企画課の職員との会話や打合せを随時行い、他部署からの問合せや相談に対応することにより、評価業務に携わるスタッフの一員として意思疎通を図っている。また、評価に関係する部署に対して、評価業務に関する事前説明、部局等における活動・取組状況の確認、評価結果に関する意見交換等を行っているが、関係部署との誤認識がないように、本チームでは課の職員と行動を共にしている。全ての関係部署に対して、このような活動を行えば手間と時間がかかると思われるかもしれないが、長期的にみれば、情報共有の効率化、コミュニケーションの向上及び今後の連携体制の強化に繋がっていくのである。

別の理由としては、私自身が評価業務を楽しんでいるか、である。大学評価とは、法人化後の新しい取組であり、専任の教員が実務に関与している事例は少ない。評価業務は確かに大変であるが、私は「大学評価室で働くということは、大学が成長する過程を一番近いところで見ることができ、自身がその活動に貢献できること」としてやりがいのある仕事だと考えている。なぜなら、評価業務はこの10年間で大学運営のPDCAサイクルに組み込まれつつあり、大学が変革している現在に立ち会っているからである。

また、学内の全教職員が「評価業務は楽しいもの」という発想にならなくてもよいが、評価業務を理解していただくことは重要である。大学評価室として何をすべきかを考えると、最初に、関係部署との分担を明確にし、業務負担を減らすことである。そのためには、大学評価室の教員と職員が個々の役割を理解しながら評価業務について共に考え、自大学の環境に合わせて業務を定型化することが重要である。次に、関係部署の方々に評価に対する意識を変えてもらうことである。そのためには、大学評価室が担当者や管理者の立場を考慮した評価支援活動として、毎年度実務担当者が参加する研修会を開催する、理事等が関係部署に出向いて学内ヒアリングを実施するなど、継続的に取り組むことである。このような意識改革が何年先に実現できるかは分からないが、評価が大学や学部の運営に当然のごとく組み込まれ、組織の改善や教育の質の向上等に結び付くよう、本学独自の評価を文化として定着させることを目指して活動していきたい。

評価委員からの寄稿

評価を評価する

医学系研究科 教授 妹尾 春樹

評価センター評価委員会委員を務めております。
評価を行う際に気をつけていることを記します。

1) 評価って何？

評価の定義を調べてみますと、
「どれだけの価値・価格があるのかを見定めること」(岩波国語辞典、第7版)。
「価値や価格をある基準によって定めること。また価値を認めること」(角川必携国語辞典)。

「(1) 品物の価値を定めること。また評定した価格。(2) 善悪・美醜・優劣などの価値を判じ定めること。特に高く価値を定めること」(岩波広辞苑、第6版)。
と載っています。

どの定義でも、「じゃあ、評価するお前さんはどうなんだい」みたいな質問がかえって来そうです。それでも、大学は国民から、教員は学生から、学生は教員から評価されねばならない。それで、いつも評価は容易でないと感じつつ作業を進めることになります。

2) 評価に潜む陥穽

それは以下の点です。私どもが行っている大学の評価には「観点」という項目が指定されて来て、その項目が優れているのか否かを評定します。それでなければ、各大学によってさまざまな(さまざますぎる?)チャームポイントが評定されて提出・報告されてしまうのでしょうか。そのため、「観点」として指定されたことに沿った点しか評価の対象にはならないのです。

3) 夏目漱石の指摘

さて、ここに漱石先生の短い文章があります。明治44年(1911年)7月14日に東京朝日新聞に掲載されたもので、『学者と名誉』というタイトルがついています。木村栄(きむらひさし)博士^{注1)}がZ項(木村項)^{注2)}の発見によって学士院から表彰されたことを取り上げています。博士はそれまでの地球の緯度変化の現象の説明にZ項なる成分を加えねばならないことを確かめました。

漱石先生は、今までは博士をはじめこの分野は知られておらず、みな平等に闇の中にあっただけではないか。それが突然博士の功績のみに光があてられ、それ以外の研究者は依然として闇のなかで存在すら知られていない。ここにおいて俄然不平等が生じたと述べています。

4) 心に戒めること

この短い文章は「評価」に伴う危険あるいは配慮すべき点を衝いているように思われます。

いずれにしても、評価は評価される、のだということを常に念頭において作業を進めなければならないと自らを戒めております。

注1) 木村栄。1870(明治3)年~1943(昭和18)年。1892年に(東京)帝国大学理科大学星学科を卒業し、1899年岩手県水沢に設置された臨時緯度観測所長となり、観測、研究の結果、ついに1902年緯度変化の式に1項を加えなければならないことを発見した。1911年この研究によって帝国学士院恩賜賞を、1937年に文化勲章を受けた。(岩波理化学辞典、第5版。一部改変)。

注2) Z項 [Z-term]。緯度変化のなかで極運動によらず、世界中の観測所に共通に現れる成分である。長い間その原因は不明であったが、地球は剛体ではなく中心に流体核をもった非剛体であることによる効果がZ項として現れていることが最近になって解明された。(岩波理化学辞典、第5版)。

国立大学法人評価委員会による 平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果

1 全体評価

秋田大学は、豊かな地域資源を有する北東北の基幹的な大学として、地域と共に発展し地域と共に歩むという存立の理念を掲げており、地域の現実を踏まえた教育研究の場において、優れた人材の育成に努めるとともに、独創的な成果を世界に発信しつつ、国内外の意欲的な若者を受け入れるために、他の高等教育機関との連携による柔軟な組織づくりを推進することを目指している。第2期中期目標期間においては、教育の内容と質が国際的に通用する水準を維持するよう努め、時代の諸課題に取り組む人材を育成することなどを目標としている。

この目標達成に向けて学長のリーダーシップの下、研究活動のより一層の活性化や新たな教育研究分野への発展に資することを目的とする「プロジェクト研究所」と、それぞれの研究を統括し、研究者同士の交流や研究の協力体制づくりを支援する「秋田大学イノベーション創出総合研究機構」を設置するなど、「法人の基本的な目標」に沿って計画的に取り組んでいることが認められる。

(戦略的・意欲的な計画の状況)

第2期中期目標期間において、国際資源学の世界的教育拠点形成するとともに、次世代型学部運営を体現する「国際資源学部」(平成26年度開設)の設置を目指した戦略的・意欲的な計画を定めて積極的に取り組んでおり、平成25年度においては、学外有識者を構成員に加えた新しい学部運営スタイル「教育研究カウンスル」、「学部運営カウンスル」を設置し、合同会議を開催したほか、エドゥアルド・モンドラーネ大学(モザンビーク)と学術交流協定を締結している。

(機能強化に向けた取組状況)

全学的に学部組織を見直し、国際資源学部及び理工学部を設置するとともに、教育文化学部の新課程を廃止し、地域文化学科の新設を決定している。また、グローバル化に対応した教育機能を強化するため「The ALL Rooms(語学自習室)」の充実を図ったほか、平成26年度から教養基礎教育科目の全科目のナンバリング実施を決定してい

る。さらに平成26年度新設の国際資源学部に学外者半数を含む「連携運営パネル」を設置し、「教育研究カウンスル」、「学部運営カウンスル」の合同会議を開催したほか、学長が学部長を指名するなど、学長のリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

2 項目別評価

I. 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

①組織運営の改善

②事務等の効率化・合理化

平成25年度の実績のうち、下記の事項が目目される。

- 女性教員比率向上のための促進策の取組状況として、平成24年8月1日現在の女性教員比率に対して平成25年4月1日現在で、女性教員比率を2%以上増加させた部局(教育文化学部、医学系研究科(保健学専攻))にインセンティブ経費(300万円)を配分するとともに、新たに採用された女性教員(国際交流センター1名、教育文化学部3名、医学系研究科(保健学専攻)3名)に対してスタートアップ経費(10万円)の配分を行っている。

平成25年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。

- 大学院修士課程について、学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったことから、今後、速やかに、定員の充足に向けた取組、特に入学定員の適正化に努めることが望まれる。

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載5事項すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことに

よる。

(2) 財務内容の改善に関する目標

- ①外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加
- ②経費の抑制
- ③資産の運用管理の改善

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載4事項すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められることによる。

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

- ①評価の充実
- ②情報公開や情報発信等の推進

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載2事項すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められることによる。

(4) その他業務運営に関する重要目標

- ①施設設備の整備・活用等
- ②安全管理
- ③法令遵守

平成25年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- 東北地区の7国立大学法人（弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学及び福島大学）において、「大規模災害等発生時における東北地区国立大学法人間の連携・協力に関する協定書」を締結し、被災大学において応急措置及び教育研究活動等の復旧・再開が困難な場合に、大学間の連携により迅速かつ確かな支援を行うための体制を整えている。

平成25年度の実績のうち、下記の事項に課題があ

る。

- 附属病院で「麻薬及び向精神薬取締法」の規制対象である経口鎮痛剤「オキノーム散」が紛失する事例、「消防法」の規制対象である薬品3種類及び「毒物及び劇物取締法」の規制対象である薬品3種類を紛失する事例があったことから、管理・保管体制について徹底した見直しを行い、再発防止に向けた積極的な取組を行うことが求められる。

【評定】中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載5事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるほか、平成24年度評価において評価委員会が指摘した課題について改善に向けた取組が行われているが、附属病院で薬品を紛失する事例があったこと等を総合的に勘案したことによる。

II. 教育研究等の質の向上の状況

平成25年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- 社会的要請の高い分野の学外研究資金等による自主的研究及び学際的共同研究を推進し、研究活動のより一層の活性化及び新たな教育研究分野への展開に資することを目的とした「プロジェクト研究所」の公募を開始し平成26年3月31日までに13研究所の設置を承認したほか、各研究所の研究を統括、研究者同士の交流や研究の協力体制作りを支援する「秋田大学イノベーション創出総合研究機構」を設置している。
- 研究プロジェクト推進及び外部資金獲得支援のため、産学連携推進機構にURA（リサーチ・アドミニストレーター）を配置し、研究の初期段階から実用化段階まで一貫した研究支援を行うこととしている。同URAは「医薬工連携を中心に、産学連携のサロンを立ち上げるなど秋田のリーダー的な役割を担い、さらに研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）等で高い

採択実績を上げるなど、特筆すべき実績が評価できる」との理由で、独立行政法人科学技術振興機構（JST）平成25年度イノベーションコーディネータ賞（若手賞）を受賞している。

- 産学連携推進機構特任講師（インキュベーション・マネージャー有資格者）が、設立形態の検討や事業計画の策定等を共同で行うなど、大学発ベンチャーの起業に向けた支援を行い、リムルス試験のために用いる標準品及び免疫学・細胞生物研究に用いる試薬としてエンドトキシンを製造、販売している有限責任事業組合エルピーエス研究所を「秋田大学発ベンチャー」の第一号に認定している。
- 他大学や企業等と連携して開発途上国において持続可能な資源開発を促進し、社会経済の発展に貢献するとともに、国際社会への鉱物資源の安定供給、ひいては、日本の資源確保に寄与する知日派・親日派の人材育成を進めることを目的とした、資源分野の戦略的連携合意書を独立行政法人国際協力機構（JICA）と締結している。
- いじめ防止対策推進法や、文部科学省の体罰に関する通知を踏まえ、附属学校園の危機管理マニュアルを点検し、全ての附属学校園において体系的、網羅的な危機管理マニュアルを作成しているほか、「教育文化学部附属学校園いじめ防止基本方針」を作成し、本方針に基づき小学校、中学校、特別支援学校でそれぞれ「いじめ防止基本方針」を作成している。また、いじめや体罰などの問題に対応するため、学部「附属学校子どもの人権委員会」と、その下部組織である「附属学校子どもの人権侵害調査部会」を平成26年4月から設置することとし、要項等を作成したほか、小学校、中学校、特別支援学校においても、それぞれ「いじめ防止委員会」を置くこととしている。

附属病院関係

（教育・研究面）

- 広く県内への医師の定着、増加に向けた活動をするを目的として、秋田県と共同で「あきた医師総合支援センター」を設置し、同センターに特任教員2名を配置し、修学資金貸与者を含め、広く医学生、研修医や医師のキャリア

プラン形成のための支援や臨床教育を推進している。

（診療面）

- 県内全域にわたる慢性腎臓病地域医療連携の拠点構築を目指し、「腎疾患先端医療センター」を設置し、当センターに教員3名（教授、特任准教授、特任助教各1名）を配置し、18件の腎移植等の先端医療を実施するとともに、腎疾患の予防、腎代替療法及び腎移植等に係る一般市民向けの公開講座（1回）や医療者向けのセミナー（5回）、学会講演（4回）等の普及啓発活動を推進している。

（運営面）

- 「秋田大学医学部附属病院災害対策規程」を定め、本規程に基づき、災害時の行動マニュアル（火災・地震の2種類のアクションカード）を部門ごとに新たに作成するとともに、地震対応初動訓練を本格的に行ったほか、病院敷地内に屋上ヘリポートを設置し、救急患者に対するより迅速な救命救急体制を整備している。

◆業務活動記録

平成26年

4月 9日

【第1回教育研究評議会】

- ・国立大学法人の達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の提示及び中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更の認可について
- ・平成25年度実施大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価の評価結果について
- ・平成26年度法人評価等に関するスケジュール等について

【第1回役員会】

- ・国立大学法人の達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の提示及び中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更の認可について
- ・平成25年度実施大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価の評価結果について

5月 1日

【第1回評価センター評価委員会】

【第1回評価センター運営委員会（書面審議）】

14日

【第2回教育研究評議会】

- ・平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について
- ・秋田大学評価センター運営委員会実施細則の一部改正について

【第2回役員会】

- ・秋田大学評価センター運営委員会実施細則の一部改正について

6月 11日

【第3回教育研究評議会】

- ・平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について
- ・平成25年度秋田大学マニフェスト自己評価報告書について

20日

【第1回経営協議会】

- ・平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について
- ・平成25年度秋田大学マニフェスト自己評価報告書について

【第4回役員会】

- ・平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について

7月 9日

【第4回教育研究評議会】

- ・平成25事業年度実績報告書の提出及び法人評価ヒアリング日程について

11日

【第2回評価センター運営委員会（書面審議）】

23日

国立大学法人評価委員会ヒアリング（文部科学省）

24日

【第3回評価センター運営委員会（書面審議）】

8月 27日

【第4回評価センター運営委員会（書面審議）】

9月 10日

【第5回教育研究評議会】

- ・平成25事業年度に係る業務の実績に関する国立大学法人評価委員会のヒアリングについて

30日

【第2回経営協議会】

- ・平成25事業年度に係る業務の実績に関する国立大学法人評価委員会のヒアリングについて

		・秋田大学基本データ（平成26年度版）について
10月	3日	【第2回評価センター評価委員会】
	8日	【第6回教育研究評議会】
		・秋田大学評価センター評価委員会実施細則の一部改正について
		・平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について
		【第8回役員会】
		・秋田大学評価センター評価委員会実施細則の一部改正について
11月	12日	【第7回教育研究評議会】
		・平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果について
		【第9回役員会】
		・平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果について
	25日	【第3回経営協議会】
		・平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果について
12月	11日	【第3回評価センター評価委員会】
	19日	評価センター FD・SD ワークショップ
		『内部質保証力を高める－多角的な視点から問題と解決策を考える－』
平成27年		
1月	14日	【第9回教育研究評議会】
		・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更の認可申請について
		・教育研究組織の評価単位に関する意向調査について
	19日	【第5回評価センター運営委員会】
	20日	【経営協議会（書面審議）】
		・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更の認可申請について
	26日	【臨時役員会】
		・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更の認可申請について
2月	12日	【第10回教育研究評議会】
		・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更の認可申請について
		・平成25年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果への意見について
3月	5日	【第4回評価センター評価委員会】
		【第6回評価センター運営委員会（書面審議）】
	11日	【第11回教育研究評議会】
		・平成27年度国立大学法人秋田大学年度計画について
		・第2期中期目標期間評価における教育研究組織の現況分析の単位について
	27日	【第4回経営協議会】
		・平成27年度国立大学法人秋田大学年度計画について
		【第15回役員会】
		・平成27年度国立大学法人秋田大学年度計画について

評価センター広報



評価センター・総務企画課評価室 スタッフ紹介

<評価センター>

センター長 西田 眞 副学長（評価担当）・工学資源学研究科教授
副センター長 辻 高明 専任教員 准教授

<総務企画課評価室>

室長 小川 輝芳
主査 池田 昌子 石黒 潤
事務職員 山谷 眞貴子 佐藤 寛子 佐藤 玲子

平成25年度実施大学機関別認証評価等の評価結果について

平成25年度に受審した大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価（選択評価事項B 地域貢献活動の状況）について、独立行政法人大学評価・学位授与機構より平成26年3月26日に以下の評価結果を受領しました。

【大学機関別認証評価】「大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」

【大学機関別選択評価】「目的の達成状況が極めて良好である。」

大学機関別認証評価は、大学評価・学位授与機構が示す10の基準をすべて満たしている場合に、大学全体で同機構が定める基準を満たしているとして、上記評価結果が示されます。1つでも基準を満たしていない場合には、「大学評価基準を満たしていない」と判断されます。

大学機関別選択評価は、「目的の達成状況が極めて良好である」「目的の達成状況が良好である」「目的の達成状況がおおむね良好である」「目的の達成状況が不十分である」の4段階で判定されます。

評価報告書は大学ホームページ (http://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_check.html) に掲載しております。各部局におかれましては、この評価結果を教育研究活動の改善に活用くださいますようお願いいたします。

なお、機構より送付された認定証は学長室に掲額しております。そのコピーを大学本部玄関にも掲額しましたのでご覧ください。

国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画及び平成26年度年度計画について

中期目標・中期計画及び年度計画に関する下記の事項について、大学ホームページ (http://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_target.html) に掲載しておりますのでお知らせします。

- ・「国立大学法人の達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）」
(平成26年3月25日 文部科学大臣提示)
- ・「国立大学法人秋田大学の中期目標を達成するための計画（中期計画）」
(平成26年3月31日 文部科学大臣変更認可)
- ・「中期目標・中期計画一覧表」(平成26年3月31日現在)
- ・「国立大学法人秋田大学 平成26年度の業務運営に関する計画（年度計画）」
(平成26年3月31日 届出)

平成26年度評価センターの活動について

1. 認証評価等に関する事項
 - 1) 認証評価を通して明らかになった点や評価結果等を踏まえ、評価から改善に繋げるための取組を行う。
2. 中期目標・中期計画関係
 - 1) 評価センターが担当する平成26年度年度計画を実施する。
*中期計画【59】「各部署で収集・公表しているデータ・情報を整理、蓄積し、そのデータ分析を大学運営の改善に活用する」
 - 2) 平成25事業年度実績報告書の作成及び提出を行う。
 - 3) 平成26年度年度計画の進捗状況の確認と実績報告書の取りまとめを行う。
 - 4) 平成27年度年度計画作成のため、学内の連絡調整及び支援を行う。
3. 広報活動
 - 1) センター年報・研究紀要を発行する。(26年度末)
 - 2) センター広報を発行し、大学評価に関わる各種情報を提供する。(随時)
4. FDシンポジウムの開催
 - 1) 評価センター主催のFDシンポジウムを開催する。
5. その他
 - 1) 上記以外の評価センター関連業務を行う。

第13回評価センターFD・SDシンポジウムを開催しました

平成26年3月18日に「評価でアピールできる教育実践を考える」をテーマにした評価センターFD/SDシンポジウムを開催しました。大学評価で近年重視される「教育の内部質保証システム」の構築では、しばしばPDCAサイクルとして表現されるように、問題点を発見し、それを改善することが求められます。しかし、問題点にばかり目を向けるのではなく、新規性のある実践や発展性のある実践を発見し、構成員の間で共有することで、教育の質を向上させていくことも重要です。

今回のFD/SDシンポジウムでは、問題解決型学習、学生参加型授業、コミュニケーション能力の強化など、近年の大学教育改革で重要視される事柄に関する教育実践を進めている学内の教員が話題提供をし、その後フロアと意見交換を行いました。

具体的には、教育文化学部教科教育学講座の佐々木雅子教授から「フィールドインターシッピングを活用した発見的問題解決学習」、教育文化学部発達教育講座の神居隆教授から「現職教員と共に学ぶ模擬体験による学生参加型授業」、評価センターの辻高明副センター長から「学生と共にコミュニケーションの場を創造する」というタイトルでそれぞれ話題提供を行い、その後全体討論という流れで進行しました。



登壇者による話題提供の様子



全体討論の様子

全体討論では、今年度本学は認証評価を受審したこともあり、認証評価の自己評価書の内容を踏まえた意見交換、さらに、本学の「優れた点」や「改善を要する点」と関連させた議論も多数見られ、さらに続編を望む声も挙がるなど、本シンポジウムは盛況のうちに終了しました。

広報へのご意見などは評価センターへ

TEL: 018-889-2206 (総務企画課評価室) / FAX: 018-889-2939/ E-mail: sokikaku@jim-u.ac.jp



平成25年度に係る業務の実績報告書の評価結果について

11月5日に国立大学法人評価委員会から「秋田大学の平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果」が通知されました。

項目別評価

I. 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(①組織運営の改善, ②事務等の効率化・合理化)

平成25年度の実績のうち, 下記の事項が**注目**される。

- 女性教員比率向上のための促進策の取組状況として, 平成24年8月1日現在の女性教員比率に対して平成25年4月1日現在で, 女性教員比率を2%以上増加させた部局(教育文化学部, 医学系研究科(保健学専攻))にインセンティブ経費(300万円)を配分するとともに, 新たに採用された女性教員(国際交流センター1名, 教育文化学部3名, 医学系研究科(保健学専攻)3名)に対してスタートアップ経費(10万円)の配分を行っている。

平成25年度の実績のうち, 下記の事項に**課題**がある。

- 大学院修士課程について, 学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったことから, 今後, 速やかに, 定員の充足に向けた取組, 特に入学生定員の適正化に努めることが望まれる。

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載5事項すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められ, 上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

(2) 財務内容の改善に関する目標

(①外部研究資金, 寄附金その他の自己収入の増加, ②経費の抑制, ③資産の運用管理の改善)

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載4事項すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められることによる。

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

(①評価の充実, ②情報公開や情報発信等の推進)

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載2事項すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められることによる。

(4) その他業務運営に関する重要目標

(①施設設備の整備・活用等, ②安全管理, ③法令遵守)

平成25年度の実績のうち, 下記の事項が**注目**される。

- 東北地区の7国立大学法人(弘前大学, 岩手大学, 東北大学, 宮城教育大学, 秋田大学, 山形大学及び福島大学)において, 「大規模災害等発生時における東北地区国立大学法人間の連携・協力に関する協定書」を締結し, 被災大学において応急措置及び教育研究活動等の復旧・再開が困難な場合に, 大学間の連携により迅速かつ的確な支援を行うための体制を整えている。

平成25年度の実績のうち, 下記の事項に**課題**がある。

- 附属病院で「麻薬及び向精神薬取締法」の規制対象である経口鎮痛剤「オキノーム散」が紛失する事例、「消防法」の規制対象である薬品3種類及び「毒物及び劇物取締法」の規制対象である薬品3種類を紛失する事例があったことから, 管理・保管体制について徹底した見直しを行い, 再発防止に向けた積極的な取組を行うことが求められる。

広報へのご意見などは評価センターへ

TEL: 018-889-2206 (総務企画課評価室) / FAX: 018-889-2939/ E-mail: sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp

【評定】中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載5事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるほか、平成24年度評価において評価委員会が指摘した課題について改善に向けた取組が行われているが、附属病院で薬品を紛失する事例があったこと等を総合的に勘案したことによる。

国立大学法人評価委員会は、上記の4項目について以下の5種類により進捗状況を示す。

- 「中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」
- 「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」
- 「中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる」
- 「中期計画の達成のためにはやや遅れている」
- 「中期計画の達成のためには重大な改善事項がある」

*評価結果の全文は本学のホームページ

(http://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_check.html) に掲載しております。

【参考】 国立大学法人等の平成25年度評価結果について
(86国立大学法人・4大学共同利用機関法人)

全体評価

- ・中期目標前文に掲げる「法人の基本的目標」に則して、計画的に取り組んでいると認められるもの
(89法人/90法人) ※ 1法人は、法令遵守面で改善課題を指摘
- ・中期計画の変更があり、新たに「戦略性が高く意欲的な目標・計画」と認めたもの(22法人)
- ・各法人の「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえた取組を確認。

項目別評価

評定項目	業務運営	財務内容	自己点検・ 情報公開等	法令遵守等
特筆すべき進捗状況	1	—	—	1
順調	(*) 84	(*) 90	(*) 90	56
おおむね順調	5	—	—	(*) 18
やや遅れ	—	—	—	14
重大な改善事項	—	—	—	1

(*) …秋田大学の評価

評価センター運営委員会 学外委員の委嘱について

評価センター運営委員会学外委員 小林淳一氏 (秋田県立大学理事兼副学長)
任期：平成26年9月1日～平成28年3月31日

人事異動 (平成26年7月～)

<推進役>

平成26年7月16日～ 評価推進役
平成26年10月1日～ 評価・学術推進役 } 熊谷 寛

<総務企画課評価室>

平成26年8月1日

(転出) 主査 石黒 潤 (医学系研究科・医学部学務課主査へ)

(転入) 主査 渡部雅樹 (教育推進課主査より)

広報へのご意見などは評価センターへ

TEL: 018-889-2206 (総務企画課評価室) / FAX: 018-889-2939/ E-mail: sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp



平成26年度秋田大学評価センターFD・SDワークショップを開催しました

平成26年12月19日（金）に「内部質保証力を高めるー多角的な視点から問題と解決策を考えるー」をテーマとしたFD・SDワークショップを開催しました。本企画では、教職協働のグループを3つ構成し、現在の秋田大学の教育の問題点と改善策を、グループ間のネゴシエーションによる合意形成活動を通じて考えました。

具体的には、まず、参加者の問題意識が高かった「秋田地域で活躍できる人材を育成する」という共通課題を設定し、そのための教育の改善策をそれぞれのグループで出し合いました。その後、3つのグループ間で、提案や質疑応答を行い、どちらの相手グループの考えを取り入れると自グループの改善策を高められるかを基準に合意点を探りました。最終的に、グループ内でよりよい改善策を練り上げ、歩み寄れる相手グループに合意提案を発表しました。

参加した教職員に対する終了後アンケートでは、4段階評定の平均値で「本ワークショップに関心を持った」が3.73でした。また、「自グループのメンバーの考えを聞くことで理解が深まった」でも3.73、「他グループの考えを理解することで視野が広がった」では3.80という結果が得られるなど、参加者たちの活動は有意義に展開されました。さらに、自由記述でも「一見考え方が違うようでも、目的が同じであれば、ネゴシエーションを重ねることで更に良い考えにまとめることが出来る」といった、ネゴシエーションの手法の有効性への声も聞かれるなど、本ワークショップは盛況のうちに終了しました。



グループ内での改善策の検討



グループ間でのネゴシエーション①



グループ間でのネゴシエーション②



相手グループへの合意提案の発表

「平成26事業年度に係る業務の実績に関する報告書等」並びに「平成27年度国立大学法人秋田大学年度計画」の作成について

先に各担当部局等から平成26年度年度計画の進捗状況（中間報告）についてご報告いただいたところですが、引き続き、年度計画の遂行に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

また、平成27年度年度計画の策定にあたっては、第2期中期目標期間の最終年度であることを踏まえ、中期計画の達成状況を斟酌しつつ取り組むべき事項・目指す成果を明確にされますよう、よろしくお願いいたします。

広報へのご意見などは評価センターへ

TEL: 018-889-2206（総務企画課評価室） / FAX: 018-889-2939 / E-mail: sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp

評価センター
平成25年度
自己評価書

評価センター運営委員会

表1

自己評価表

基準	番号	評価項目	評点*
1. 理念・目的	1-1	組織の使命または理念が定められているか	5
	1-2	組織の基本的、長期的方向性・方針である目的が定められているか	5
	1-3	組織の具体的成果である目標が定められているか	4
	1-4	理念・目的・目標が構成員に周知されているか	5
2. 組織体制	2-1	目標を実現させるための組織体制が適切か	3
	2-2	目標を実現させるための教員配置が適切か	5
	2-3	目的を実現させるための事務職員配置が適切か	5
3. 施設・設備・予算	3-1	目標を実現するための施設は適切か	4
	3-2	目標を実現するための設備は適切か	5
	3-3	目標を実現するための財源・予算は適切か	5
4. 活動・成果	4-1	目標の達成度を計るための基準が設けられているか	5
	4-2	目標に照らして活動成果が上がっているか、または進捗が確認できるか	4
	4-3	目標の達成に向けて予算・財源が適切に使用されているか	5
5. 評価・改善	5-1	目標に照らした活動が行われているかを継続的に点検し、その結果を踏まえ改善を行うための組織やシステムが存在するか	4
	5-2	目標に照らした活動が行われているかを点検する基準が設けられているか	4
	5-3	点検や改善のためのシステムや組織が効果的に機能しているか	3

*) 5段階評価（1～5：5が最高の評価）

基準1 理念・目的

(1) 組織の使命または理念が定められているか

評価センターは、秋田大学学則第9条に準拠して設置されており、秋田大学評価大綱には評価センターの設置目的、趣旨、基本的な活動内容が定められている。これらを総合的に考慮し、評価センターの理念は、資料1-1のように定め、これを秋田大学ホームページや評価センター発行冊子等で公表している。

(2) 組織の基本的、長期的方向性・方針である目的が定められているか

秋田大学評価大綱を踏まえ、さらに秋田大学評価センター規程によって、評価センターの設置趣旨、活動目的が具体的に示されている。また、評価センターの目的を実現するための主な具体的活動内容は、法人評価、認証評価や外部評価への対応、部局等の自己点検・評価の活動推進、学内構成員に対する評価の方法論や枠組みの提供である。資料1-1に示した目的は、これを包括・整理したものである。

(3) 組織の具体的成果目標が定められているか

基本的方向性・方針である目的を実現するための具体的業務は、秋田大学評価センター規程に定められている。また具体的目標は、秋田大学中期計画に定めており、さらに組織の具体的成果目標としての活動目標は、中期計画の年度計画によって毎年度策定している。活動目標は、評価センター運営委員会で審議・承認を行っている。

(4) 理念・目的・目標が構成員に周知されているか

評価センターの目的は、秋田大学ホームページ、秋田大学評価センター年報・研究紀要、秋田大学評価センター広報に掲載し、これによって全学構成員並びに学内外の関係箇所に周知している。

裏付資料

資料1-1 理念・目的・目標

資料1-2 評価センターの活動目標（平成25年度）

基準2 組織体制

(1) 目標を実現させるための組織体制が適切か

評価センターの組織体制は、秋田大学評価センター規程、秋田大学評価センター運営委員会実施細則及び秋田大学評価センター評価委員会実施細則、事務組織規程を踏まえて構成されている（資料2）。

評価センターは、評価センター長（副学長：評価担当）、副センター長（専任教員）及び事務を担当する評価課から構成され、事業活動遂行にあたっては、運営委員会で事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・承認を行い、また評価委員会で評価活動に関する企画・連絡調整、具体的事項の検討を行っている。そして、評価委員会専門部会が置かれ、評価委員会と連携して各種評価の実務に対応している。さらに、評価センターに関することを行う事務組織として評価課が配置されている。

なお、評価業務の活性化と組織運営の円滑化のために、評価委員会及び運営委員会に大学外部からの委員をそれぞれ1名委嘱し、大学評価活動や組織運営について意見等をいただいている。

(2) 目標を実現させるための教員配置が適切か

教員配置については、評価センター規程に定められており、センター長（副学長・学部教授兼任）及び副センター長（専任教員1名、准教授）が配置されている。また、評価センター評価委員会は、点検・評価に係る各学部の代表者や理事が推薦する者等から構成され、大学全体の評価業務に関わる企画立案、連絡調整、部局内における評価業務の推進などの役割を果たしている。そして、評価センター評価委員会専門部会の座長は学長補佐（評価担当）が担当している。さらに、評価センター運営委員会は学部長や外部委員から構成されている。

(3) 目標を実現させるための事務職員配置が適切か

事務組織体制と職員配置に関しても、評価センター規程及び事務組織規程において定められている。評価センターの事務は評価課が行っており、事務職員5名が配置されている。事務職員は、事務組織規程に定められた「評価センターに関すること」及び中期目標・中期計画並びに年度計画に関する学内調整、情報・資料の収集、報告書等の作成・提出、評価結果の公表等を行い、評価センターのイベントや委員会等の事務を処理している。

事務職員の配置については、全体的な業務内容・業務量からみて適切である。

裏付資料

資料2 秋田大学評価センターの体制

基準3 施設・設備・予算

(1) 目標を実現するための施設は適切か

評価センター専任教員室は平成21年度まで手形キャンパスの教育文化学部3号館、平成22年度は一般教育棟1号館にあり、平成23年度からは本部棟の2階に位置している。ここに評価センターと評価課及びCTC（カリキュラム・トランジション・センター）事務局が入室し業務を行なっている。

評価課の執務環境は、他の部署と鍵を共有する場面もあるが、労働安全衛生法、及び同法に準拠する事務所衛生基準規則の、気積、換気、温度、空気調整、照度、燃焼器具、騒音及び振動の防止、騒音伝播の防止、給水、排水等の必須条件を満たしており、執務遂行上の特段の問題はない。施設設備の安全管理については秋田大学施設設備安全管理マニュアルに沿って点検を行ない問題の無いことが確認されている。

なお、専任教員の研究室については、大学設置基準第36条第2項「研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。」を満たすために平成23年度から評価課の奥の部屋に確保された。しかし、通常の教員研究室とは異なり、評価課やCTC事務局と鍵を共有し、事務室を通過して入出

する奥まった場所にあるため、専任教員本人は不都合や違和感を感じている。

(2) 目標を実現するための設備は適切か

センター業務に係わる設備は整備され、適切に維持・管理・運営されている。運営経費の節減と環境への配慮の観点から、ISO14001（環境マネジメントシステム）の環境方針カードを全職員が携行し、印刷用紙やファイルの再利用や光熱利用の配慮に留意している。

(3) 目的を実現するための予算・財源が確保され、適切に運用しているか

センターの財源は、大学からの運営費に拠っている。センターの予算は、事業計画にしたがって予算を計上し、審議・承認されたものが運営費として配分され、資料3に示すように適切に運用している。なお、平成25年度は、大学評価・学位授与機構で受審する認証評価に向けた対応のために年度計画推進経費が別途予算措置された。

裏付資料

資料3 平成25年度評価センター運営費執行状況

基準4 活動・成果

(1) 目標の達成度を計るための基準が設けられているか

中期計画・年度計画【54】「各部局で収集・公表しているデータ・情報を整理、蓄積し、そのデータ分析を大学運営の改善に活用する」で掲げられている評価センターの目標は、中期目標・中期計画整理簿の当該年度計画及び中期スケジュールに基づき、中間と年度末に達成度を点検・評価している。

(2) 目標に照らして活動成果が上がっているか、または進捗が確認できるか

表1の自己点検・評価表に見られるように、平成25年度においては、活動目標においておおむね高い成果を上げている。

各部局・担当と連携し、本年度は、平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書を取りまとめ、国立大学法人評価委員会のヒアリングへの対応を行った。平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果は、多くの項目で「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と評価された。これらは学内外へインターネット等により公表した。

その他に、平成24年度に続き、認証評価における自己評価書の作成を行った。それを通じて、本学の7年間の教育活動等の全般的な状況を整理し、本学の「優れた点」や「改善を要する点」を導出し、6月末には自己評価書を完成させた。さらに、10月に実施された訪問調査への対応を行った。

さらに、平成25年度は、認証評価の受審に向けた評価センター主催の講演会、セミナーを開催した。4月には「認証評価受審に向けて－第2サイクルにおける改定点及び自己評価に当たっての留意点－」と題した特別講演会、10月には「来たる訪問調査に向けて」と題した特別セミナーを開催した。さらに、年度末の3月には評価センターFD/SD シンポジウム「評価でアピールできる教育実践を考える」を開催し、認証評価の一連の作業で明らかになった本学の優れた点、改善を要する点を参加者間で共有し合った。

(3) 目標の達成に向けて予算・財源が適切に使用されているか

本年度の諸事業は、評価センター予算に基づいて適切に実施された。限られた予算の中で達成された本年度の活動成果を考えれば、効果的な利用が図られたと言える。

裏付資料

表1 自己評価表

基準5 評価・改善

(1) 目標に照らした活動が行われているかを継続的に点検し、その結果を踏まえ改善を行うための組織やシステムが存在するか

評価センター運営委員会において、事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・

承認を行い、評価センターの活動を点検・評価する組織体制を整備している。

(2) 目標に照らした活動が行われているかを点検する基準が設けられているか

評価センターの活動目標に対する点検・評価の基準は、本自己点検・評価にあたって実施する基準として設定し、組織としての水準評価基準として表1に示した基準を設定している。

(3) 点検や改善のためのシステムや組織が効果的に機能しているか

(1)で述べた通り、評価センター運営委員会において、事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・承認を行い、各年度の活動を点検・評価する組織体制を整備しているが、運営委員会の開催が年1回であること等から、それが十分効果的に機能しているとは言い難い面がある。

評価センターの理念・目的・目標

(平成16年4月制定)

評価センターの理念

評価センターは、秋田大学における教育・研究の質の一層の向上を図るとともに適切な大学運営に資するために、秋田大学における自己点検・評価活動とその改善努力を支援し、また評価とそのシステムについての研究開発を進める。

評価センターの目的

1. 中期目標・中期計画を確実に遂行し実りある成果を得るために、評価の観点から、各部局の取組みを支援すると共に全体の取りまとめをする。
2. 認証評価等の第三者評価及び外部評価を円滑に実施するために、全学及び各部局における自己点検・評価の技術的支援を行うと共に、全体の取りまとめをする。
3. 評価結果を周知し改善行動に結びつけるために、各種評価結果を公表すると共に分析・検討し提言を行う。
4. 学内に評価文化を醸成するために、評価技術を高めると共に評価に関する教職員の意識向上を図る。

評価センターの活動目標（平成25年度）

1. 認証評価に関する事項

- 1) (独) 大学評価・学位授与機構が実施する認証評価の、平成25年度受審に向けた諸業務を遂行する。

2. 中期目標・中期計画関係

- 1) 評価センターが担当する平成25年度年度計画を実施する。
* 中期計画【55】「各部署で収集・公表しているデータ・情報を整理、蓄積し、そのデータ分析を大学運営の改善に活用する」
- 2) 平成24事業年度実績報告書の作成及び提出を行う。
- 3) 平成25年度年度計画の進捗状況の確認を行う。また、実績報告書の取りまとめを行う。
- 4) 平成26年度年度計画作成のため、学内の連絡調整及び支援を行う。

3. 広報活動

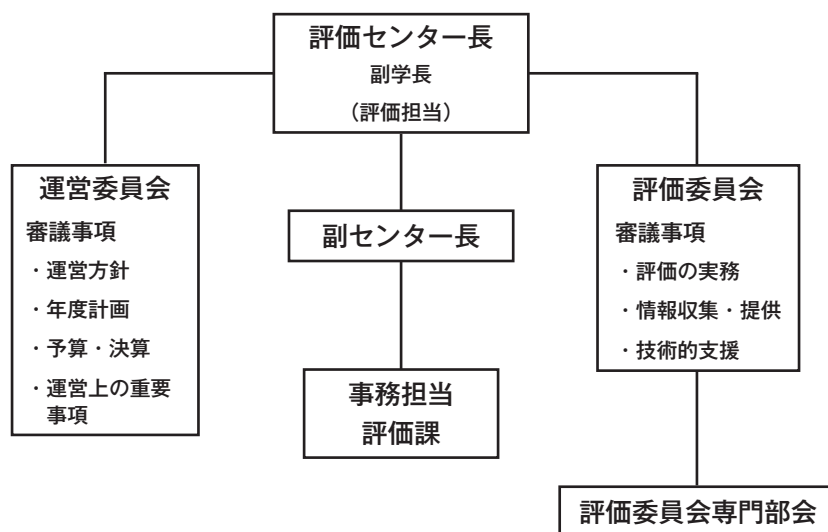
- 1) センター年報・研究紀要を発行する。(25年度末)
- 2) センター広報を発行し、大学評価に関わる各種情報を提供する。(随時)

4. FDシンポジウムの開催

- 1) 評価センター主催のFDシンポジウムを開催する。

5. その他

- 1) 上記以外の評価センター関連業務を行う。



評価センターの組織

評価センター長（副学長）（兼務）	1名
副センター長（専任教員）	1名

運営委員会

委員長	評価センター長	1名
委員	副センター長	1名
委員	各学部長等	3名
委員	学外有識者	1名

評価委員会

委員長	評価センター長	1名
委員	副センター長	1名
委員	各理事が推薦する者	4名
委員	学部等代表教員（各学部等1名）	3名
委員	評価課長	1名
委員	学外有識者	1名
委員	委員長が必要と認める者	4名

事務組織

評価課	課長	1名
評価課	主査	1名
評価課	事務職員	2名
評価課	事務補佐員	1名

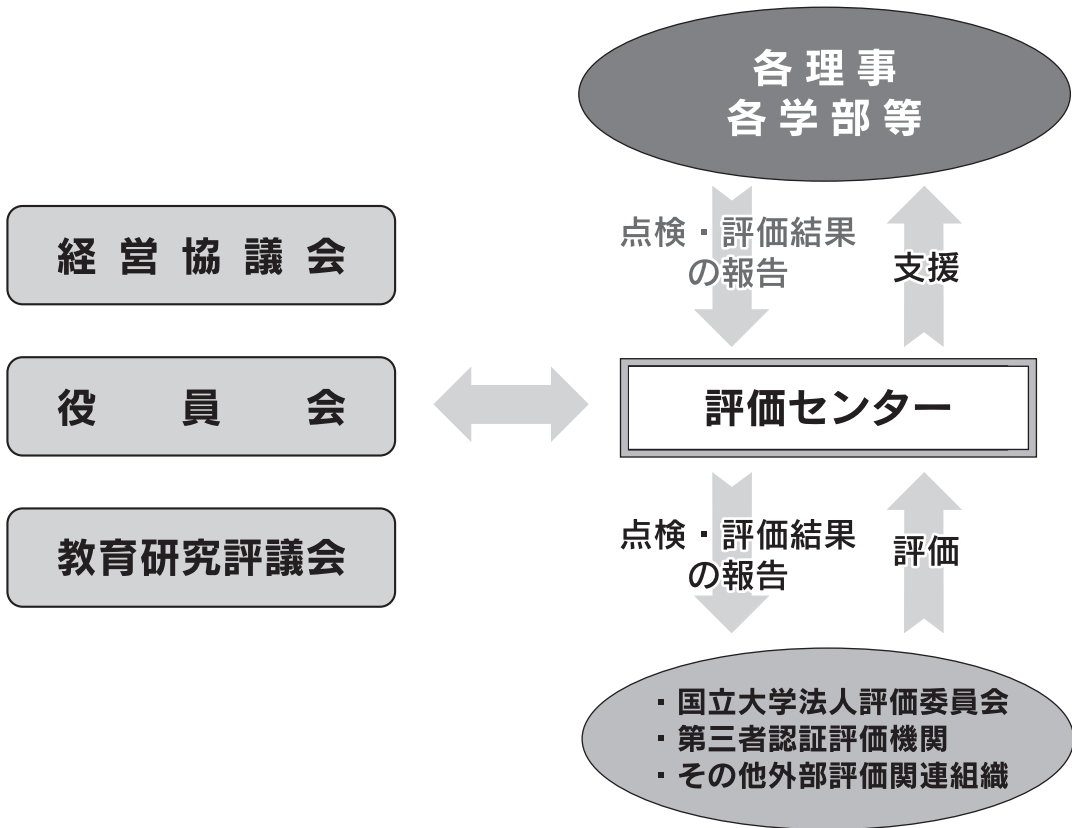
評価センター運営費執行状況

単位：円

事 項	平成25年度 予算配分額	平成25年度 決算額(見込)	備 考
1. 活動事業費			
①広報経費	327,000	325,000	年報印刷、資料製本
②FD活動費	75,000	75,000	FD旅費・謝金
③諸調査経費	450,000	481,000	年度評価ヒアリング、評価関係説明会 参加等旅費
小 計	852,000	881,000	
2. 事務・管理費			
①維持管理費	1,008,000	998,000	複写機借料・保守料
	410,000	465,000	事務用品費(コピー用紙等消耗品を含む)
	200,000	143,000	情報DB対応経費
②運営事務費	89,000	72,000	通信費(電話料、郵便料、NHK受信料)
	50,000	50,000	タクシー借上料
	60,000	60,000	学外委員等謝金
小 計	1,817,000	1,788,000	
合 計	2,669,000	2,669,000	

評価センターの構成と関係規程等

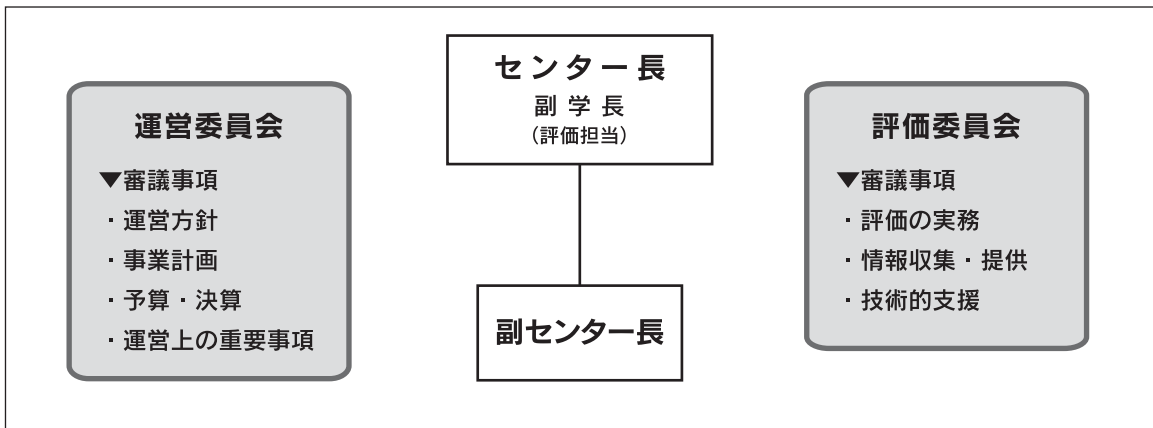
評価センターの体制



評価センターの組織

評価センター

- ▶ センター長 西田 眞
(副学長(評価担当)・工学資源学研究所 教授)
- ▶ 副センター長 辻 高明
(評価センター 准教授)



※事務担当：総務企画課評価室

評価センター運営委員会委員名簿

平成26年9月1日現在

氏名	職名	任期	備考
○西田 眞	評価センター長	在任期間	第1号委員
辻 高明	評価センター副センター長	〃	第2号委員
小川 信明	理事（総務担当）	〃	第3号委員
佐藤 時幸	国際資源学部長	〃	第4号委員
武田 篤	教育文化学部長	〃	〃
伊藤 宏	医学系研究科長	〃	〃
村岡 幹夫	工学資源学研究科長	〃	〃
小林 淳一	秋田県立大学理事兼副学長	26.9.1～28.8.31	第5号委員
庶務担当：総務企画課評価室			

○は委員長を表す

評価センター評価委員会委員名簿

平成26年11月1日現在

氏名	職名	任期	備考
○西田 眞	評価センター長	在任期間	第1号委員
辻 高明	評価センター副センター長	〃	第2号委員
渡部 博靖	副理事（総務担当）	26.4.1～28.3.31	第3号委員
大山 弘正	学術研究課長	26.4.1～28.3.31	第4号委員
長谷川 仁志	教育推進主管	26.4.1～28.3.31	第5号委員
大宮 一弘	副理事（財務・施設・環境担当）	26.4.1～28.3.31	第6号委員
安達 毅	国際資源学部 教授	在任期間	第7号委員
志立 正知	教育文化学部 教授	〃	第7号委員
妹尾 春樹	医学系研究科 教授	〃	第7号委員
長縄 明大	工学資源学研究科 教授	〃	第7号委員
柳橋 雪男	総務企画課長	〃	第8号委員
吉田 徹	元秋田県産業労働部参事 元秋田県工業技術センター所長	26.4.1～28.3.31	第9号委員
成田 雅樹	教育文化学部 教授	26.11.1～28.3.31	第10号委員
大友 和夫	医学系研究科 教授	26.4.1～28.3.31	第10号委員
田島 克文	工学資源学研究科 教授	26.11.1～28.3.31	第10号委員
庶務担当：総務企画課評価室			

○は委員長を表す

総務企画課評価室名簿

平成26年8月1日現在

氏名	職名	備考
小川輝芳	総括主査（評価室長）	
池田昌子	主査	
渡部雅樹	主査	
佐藤寛子	事務職員	
山谷眞貴子	事務職員	
佐藤玲子	事務系補佐員	

秋田大学評価センター規程

(平成16年4月1日規則第14号)

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学学則第9条第2項の定めるところにより、秋田大学評価センター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、秋田大学における教育、研究の質の一層の向上を図るとともに適切な大学運営に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的事項に係る点検・評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 点検・評価に係る情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施に関すること。
- (4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に関すること。
- (5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開発に関すること。
- (7) 第三者評価機関による評価事業の実施に関すること。
- (8) 各部署等が実施する点検・評価への技術的支援に関すること。
- (9) 各部署等の点検・評価に係る組織との連絡調整に関すること。
- (10) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実施に関すること。
- (11) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、評価担当副学長をもって充て、センターを統括する。

2 副センター長は、センターの専任教員をもって充て、センター長を補佐するとともに、センターの業務を処理する。

(専任教員の選考)

第6条 センターの専任教員の選考は、次条に定める秋田大学評価センター運営委員会の意見を聴いて、学長が行う。

(委員会)

第7条 センターに、秋田大学評価センター運営委員会及び秋田大学評価センター評価委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

3 センターに必要に応じて、第1項に掲げる委員会の他に委員会を置くことができる。

4 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、総務企画課評価室において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

秋田大学評価センター運営委員会実施細則

(平成16年4月1日規則第38号)

(趣旨)

第1条 この細則は、秋田大学評価センター規程第7条第2項の規定に基づき、秋田大学評価センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 秋田大学評価センター（以下「センター」という。）の運営に関すること。
- (2) センターの事業計画に関すること。
- (3) センターの人事に関すること。
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 総務担当理事
- (4) 国際資源学部長、教育文化学部長、医学系研究科長及び工学資源学研究科長

- (5) 学外有識者 1名
- (6) その他委員長が必要と認める者
(学外委員)

第4条 前条第5号の委員の選考は、学外有識者を除いた委員をもって審議し、その結果を学長へ報告する。

(任期)

第5条 第3条第5号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第7条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、総務企画課評価室において処理する。

(補則)

第10条 この細則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年1月11日から施行し、平成23年12月14日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成26年5月14日から実施する。

秋田大学評価センター評価委員会実施細則

(平成16年4月1日規則第39号)

(趣旨)

第1条 この細則は、秋田大学評価センター規程第7条第2項の規定に基づき、秋田大学評価センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学的事項に係る自己点検・評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 点検・評価に係る情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施に関すること。
- (4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に関すること。
- (5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開発に関すること。
- (7) 第三者評価機関による評価事業の実施に関すること。
- (8) 各部局等が実施する点検・評価への技術的支援に関すること。
- (9) 各部局等の点検・評価に係る組織との連絡調整に関すること。
- (10) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実施に関すること。
- (11) その他秋田大学評価センター（以下「センター」という。）が行う点検・評価に関し必要な事項（組織）

第3条 評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 総務担当理事が推薦する者 1名
- (4) 研究担当理事が推薦する者 1名
- (5) 教育担当理事が推薦する者 1名
- (6) 財務担当理事が推薦する者 1名
- (7) 各学部等の点検・評価に係る組織の代表者
- (8) 総務企画課長
- (9) 学外有識者 若干名
- (10) その他委員長が必要と認める者

(学外委員)

第4条 前条第9号の委員の選考は、学外有識者を除いた委員をもって審議し、その結果を学長へ報告する。

(任期)

第5条 第3条第3号から第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員を推薦する理事の任期を超えないものとする。

2 第3条第9号及び第10号の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 評価委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、評価委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、副センター長が、その職務を代行する。

(議事)

第7条 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を評価委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 評価委員会に必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会に関し必要な事項は、評価委員会が別に定める。

(庶務)

第10条 評価委員会の庶務は、総務企画課評価室において処理する。

(補則)

第11条 この細則に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1. この規程は、平成21年6月10日から施行する。
2. この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成21年7月1日から平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年1月11日から施行し、平成23年12月14日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から実施する。

研究紀要

採択大学の構想調書の内容分析と評価への活用法に関する試行的研究 —スーパーグローバル大学創成支援の一項目を事例として—

秋田大学評価センター 辻 高明

本稿では、スーパーグローバル大学創成支援の構想調書の中の「学生の実質的学びの時間の確保に関する取組」の項目を対象に、公開されている採択大学のうち国立大学法人21校について、その記述内容を分析した。具体的には、まず、各大学の「これまでの取組」と「本構想における取組」の記述から、頻出していたキーワードとして、「アクティブラーニング」、「反転授業」、「ラーニングコモンズ」、「ICT利用（OCW・MOOCs、）（e-learningの教材開発）」、「ラーニング・アドバイザー制度」、「キャップ制度」を析出した。そして、それらキーワードに関する取組の関係構造について、「実践の側面」、「空間の側面」、「制度の側面」の3つの側面から、「これまで」と「これから」に分けて分析した。さらに、その分析結果をもとに、本学の取組への示唆を、2013年度受審した認証評価の結果を踏まえつつ考察した。合わせて、それらを本学の中期目標・中期計画や年度計画等に項目化して盛り込むことの有用性について言及した。最後に、近年、大学間の比較検討や相互参照により、自大学の取組の強みや弱みを明らかにし、それを評価や改善に活かしていくことが求められる中で、本アプローチを今後、大学の内部質保証の方法の一つとして確立させていく必要があることを指摘した。

キーワード：構想調書、内容分析、自己点検・評価機能、目標・計画設定機能

1. はじめに

1.1 これまでの内容分析

外部質保証による評価である国立大学法人評価（以下、法人評価）や大学機関別認証評価（以下、認証評価）では、大学の教育研究活動や業務状況について自己点検・評価を行い、その結果を実績報告書や自己評価書としてまとめ、それを基に、文部科学省や認証評価機関による評価結果のフィードバックを得る。各大学では、自己点検・評価の結果と、フィードバックされた評価結果を踏まえ、教育研究活動や業務状況の改善を図り、学内でPDCAサイクルを構築させることが求められる。

上述した法人評価における実績報告書や認証評価における自己評価書について、その内容を分析した研究がこれまでいくつか行われている。例えば、関（2010）は、認証評価（以下、本稿では大

学評価・学位授与機構による認証評価を指すこととする）における「教育の成果」の項目に着目し、2007年度及び2008年度に受審した各大学の自己評価書で記載されている「教育の成果」がどのような内容なのかを検証している。同じく高森（2013）も認証評価における「教育の成果」の項目に着目し、2005年度から2010年度までの各大学の自己評価書で記載されている「教育の成果」を分析した結果、内容はある程度の標準性があるものの、具体的な記述の仕方には濃淡が見られることを指摘している。また、法人評価における「教育の成果」の記述を分析したものとしては高田他（2012）があり、高田他は現況調査表及び現況分析結果を対象に、「教育の成果」を示すために用いられる資料やデータについての全体的な状況を分析している。

「教育の成果」の他に、高森（2014）は認証評価における「教育の内部質保証システム」の項目

に着目し、2012年度及び2013年度に受審した各大学の自己評価書で記載されている「教育の内部質保証」について、各大学の体制や取組を概観し整理している。その他、渋井他（2011）は、認証評価において、大学側が提出した自己評価書と認証評価機関の評価委員会が判断した評価結果報告書の関係を分析することにより、評価における双方の判断の特性を明らかにすることを試みている。

1.2 問題設定・目的

上記の通り、法人評価の実績報告書や認証評価の自己評価書の内容分析は、部分的な場合が多いとはいえ、実施されてきているが、これまで文部科学省の外部資金プログラムへの応募のための申請書（構想調書）の内容分析は行われていない。

また、これまでの内容分析は、対象とする項目の記載内容を整理して全体的傾向を把握することが中心であり、分析結果を評価・改善に繋げることを目的とはしていない。すなわち、自大学の取組についての示唆を得る方法としての研究はなされていない。

それを踏まえ、本稿では、文部科学省の外部資金プログラムのための申請書（構想調書）として、2014年度のスーパーグローバル大学創成支援における構想調書に着目し、その一項目について各大学の記述内容を分析し、そこから自大学の取組への示唆を得ることを試みる。

1.3 申請書（構想調書）に着目する理由と意義

本節では、実績報告書や自己評価書ではなく、文部科学省の外部資金プログラムの申請書（構想調書）に着目する理由と意義について述べる。

（1）認証評価の「優れた点」における外部資金プログラム採択の積極的な扱い

認証評価では、GP等の教育プログラムに採択されている場合、大学は自己評価書の基準5「教育内容及び方法」の中でその採択事業を記載することが要求されている。また、認証評価機関から大学にフィードバックされる評価結果報告書で

は、「主な優れた点」としてGP等の教育プログラムの採択実績が多数挙げられている。例えば、本学は2013年度に認証評価を受審しているが、評価結果報告書で挙げられた「主な優れた点」が11あった中で、8つはGP等の教育プログラムの採択のことであった（それらはどれも自己評価書の基準5で記載した事業である）。特にプログラム評価で高い評価を得ているから優れているというのではなく、あくまで採択状況である。本学に限らず、2013年度に認証評価を受審した大学の評価結果報告書で挙げられた「主な優れた点」を見てみると、どの大学も半数ないしは、かなりの割合でGP等の教育プログラムの採択のことが挙げられている。

すなわち、日常的な教育状況の点検・評価が主目的である認証評価でも、「優れた点」としては文部科学省のプログラムへの採択実績が重視されている。それを踏まえれば、そうしたプログラムの申請書（構想調書）にこそ、各大学の教育内容や方法の優れた点が表れていると考えることができる。

（2）申請書（構想調書）の有する自己点検・評価機能と目標・計画設定機能

文部科学省の外部資金プログラムに応募するための申請書（構想調書）は、言うまでもなく、法人評価の実績報告書や認証評価の自己評価書とは異なる目的で作成される。しかし、その内容は多くの場合、「これまでの取組の実績」や「これからの計画」を記述することになる。例えば、本稿で着目するスーパーグローバル大学創成支援では、各項目で「これまでの取組」と「本構想における取組」を書くことが要求されている。そして、大学が「これまでの取組」について書くことは自大学の活動を自己点検・評価することに繋がるし、また、「本構想における取組」について書くことは、構想内での自大学の目標や計画を設定することになる。そのように、プログラムの申請書（構想調書）は、大学の教育研究活動や業務状況についての自己点検・評価機能や目標・計画設定

機能を有した文書資料であるといえる。

(3) 外部資金プログラムの申請における明確な メリットやインセンティブ

法人評価では、中期目標期間における評価結果が、運営費交付金の額に反映されることになっている。しかし、毎年度の実績報告書の評価結果では、大部分の大学が各項目で「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と横並びの状態となっており、大学が評価結果を高めることへのメリットが実感されにくい。また、認証評価も、大学評価基準の各項目について基準を満たしているか、満たしていないかが判断される評価であり、実際には大多数の大学が「基準を満たしている」と判断されている。従って、こちらも本質的に認証評価を受けることのインセンティブが実感されにくい。

そのように、法令義務であり重要な事柄ではあるものの、大学にとってのメリットやインセンティブが明確でない法人評価や認証評価の評価報告書作成よりも、採択・不採択、すなわち、補助金が得られる・得られないという明確な結果が出て、さらに、採択されること自体が大学の価値を高めることにつながる競争的資金プログラムの申請書（構成調書）の方が、実際問題、大学も前向きな姿勢で力を入れて作成していると考えられる。

(4) 特色ある取組の大学間での比較検討や相互 参照のしやすさ

法人評価は、大学自身が設定した目標や計画の達成状況の評価であり、大学により目標や計画が異なるため、大学間での比較検討や相互参照は難しい。認証評価は、統一的な基準や観点による評価であり、大学間での比較検討は可能であるが、先述した通り、あくまでも基準を満たしていることを示すための評価であるため、各大学の特色ある取組や創意工夫をアピールする記述内容とはなりにくい。その意味で、統一的な項目をもとに、各大学の特色ある取組や創意工夫のある活動を比

較検討し、自大学の取組への示唆を得ることができるのは、申請書（構成調書）の記述であると考えられる。

1.4 申請書（構想調書）の公開状況

前節では、申請書（構想調書）を内容分析する理由と意義について述べたが、文部科学省や日本学術振興会のホームページで、申請書（構想調書）の全文が公開されているプログラムはあまり多くない。例えば、博士課程教育リーディングプログラムでは、採択された大学の各事業の「概要」が公開されるにとどまっている。大学教育再生加速プログラム（AP）では採択された大学名が公開されているのみである。「地（知）の拠点整備事業」（COC）では、採択された大学名とその事業名等が公開されているが、申請書は掲載されていない。一方、「大学の世界展開力強化事業」やスーパーグローバル大学等事業の「スーパーグローバル大学創成支援」では、採択大学の構想調書がほぼ全文に近い形で公開されている。ただし、概要であれ、ほぼ全文であれ、公開されているのは採択大学のみであり、不採択の大学の申請書（構想調書）は公開されていない。

2. 対象とする事業概要と分析範囲について

2.1 スーパーグローバル大学創成支援の概要と 審査結果

本稿では、スーパーグローバル大学創成支援の構想調書を分析対象にする。日本学術振興会のホームページでは、スーパーグローバル大学創成支援について、「[大学改革]と[国際化]を断行し、国際通用性、ひいては国際競争力の強化に取り組む大学の教育環境の整備支援」が目的であるとされている（日本学術振興会 2014a）。

対象事業は、タイプA：トップ型とタイプB：グローバル化牽引型に分けられる。タイプAは、「世界大学ランキングトップ100を目指す力のある世界レベルの教育研究を行うトップ大学を対象とする」とある。タイプBは、「これまでの実績を

基に更に先導的試行に挑戦し、我が国の社会のグローバル化を牽引する大学を対象とする」とある。

構想調書は、構想全体の概念図や工程表などの他に、1. 国際化関連、2. ガバナンス改革関連、3. 教育の改革的取組関連、4. その他の項目で構成されている。

そして、審査結果を見ると、採択大学数は、タイプAが13校、タイプBが24校である。タイプAでは、国立大学法人が旧帝大などを中心とした11校、私立大学は慶応義塾大学と早稲田大学の2校が採択されている。タイプBでは、国立大学法人が10校、私立大学が12校、公立大学法人は国際教養大学と会津大学の2校が採択されている。なお、本学は採択大学には含まれていない。

2.2 本稿での対象範囲

(1) 対象大学

本稿で分析対象とするのは、タイプA、タイプBで採択されている国立大学法人21校とする。1.1で述べた法人評価の実績報告書や認証評価の自己評価書の内容分析も主に国立大学法人を対象としているが、本稿でも国立大学法人を対象とする。

(2) 分析する項目

構想調書の項目は多岐に渡るが、本稿では、紙面の都合上、「3. 教育の改革的取組関連」の中の一項目を対象とする。具体的には、最初の項目である「教育の質的転換・主体的学習の確保」における、①「学生の実質的学びの時間の確保に関する取組」の記述を分析対象とする。

構想調書の記入要領で、①「学生の実質的学びの時間の確保に関する取組」の項目は、「学生の能力をどう伸ばすかという学生本位の視点に立った教育へと質的転換を図るため、事前の準備、授業の受講、事後の展開といった能動的な学習過程に要する質を伴った学習時間の実質的な増加・確保への取組がなされているか。例：アクティブラーニングの導入、教育課程の体系化、全学的な教学マネジメントの確立等」について記述するよ

う留意点として挙げられている。

近年の大学教育で重要性が高まっているアクティブラーニング、教育課程の体系化、全学的な教学マネジメントの確立を対象とした項目であり、1.1で示した関連研究で主に対象とされていた「教育の成果」とも関係する項目であるため、「学生の実質的学びの時間の確保に関する取組」の項目を分析対象に選んだ。

なお、21校の構想調書は、電子データとして日本学術振興会のホームページで公表されており（日本学術振興会 2014b）、そこから取得している。

3. 内容分析 — 「学生の実質的学びの時間の確保に関する取組」を対象にして—

3.1 キーワードの析出

まず、本稿では、対象項目「学生の実質的学びの時間の確保に関する取組」における21校の構想調書の本文の「これまでの取組」と「本構想における取組」の中で頻出していたワードや取組を「キーワード」として析出した。

まず、「アクティブラーニング」は、「学生の実質的学びの時間の確保に関する取組」についての記入要項で例示されているキーワードであり、実際、大部分の大学が本文中で使用していた。

●アクティブラーニング

従来の講義形式とは異なり、ディベート、ディスカッション、課題探求などを積極的に取り入れた双方向型の教授・学習法のことである。学生の実質的学びの時間の確保に関する取組を考える上で、最も重要なワードのひとつであろう。

以下では、その他に析出した頻出のワードや取組、すなわち、キーワードを示す。なお、構想調書から抜粋した文章は斜体で表記し、文章中でキーワードに当たる箇所には筆者の方で下線を引いている。

①反転授業

21校の構想調書の本文で最も頻出していたキーワードは、「反転授業」であった。全体の約半数

に当たる10校で挙がっていた（反転学習と表記されていたものも含む）。また、反転授業の取組は、いずれも「本構想における取組」の方で挙げられていた。その意味で、今後の取組として計画している大学が多いということであろう。

反転授業というワードが出ているいくつかの大学の文章例を以下に示す。

- ・「ICTを活用した反転授業の教材や教育方法の開発を進め、平成28年度までに、反転授業を実施する。」（「本構想における取組」より）
- ・「e-learningシステムを活用した反転授業の活用などICT技術と連携した教育環境と活用を図る。」（「本構想における取組」より）
- ・「オンライン授業、e-learning環境等を活用した反転授業の実施を促し、一方的な講義型の授業からアクティブラーニングを中心とした授業への転換を図ることで実質的な学修時間を確保する。」（「本構想における取組」より）

上記のように、反転授業は、多くの場合、ICT利用・e-learningとリンクしながらその計画が立てられている点の特徴であった。

②ラーニングコモンズ

21校の構想調書の本文中で最も頻出していたもう一つのキーワードは、「ラーニングコモンズ」であった。これも、全体の約半数に当たる10校で挙がっていた（アカデミックコモンズと表記されていたものも含む）。「これまでの取組」で挙げていたのが7校、「本構想における取組」で挙げているのも5校であり、その中にはどちらにも挙げている大学が2校あった。

ラーニングコモンズというワードが出ているいくつかの大学の文章例を以下に示す。

- ・「附属図書館は自律的な学習を支援する空間として、サポートスタッフを備えたラーニングコモンズの拡充を進めてきた。」（「これまでの取組」より）
- ・「図書館内に24時間利用のラーニングコモンズを整備し、ネットワーク環境の提供と従来の図書館資料を共に活用させた自学自習の場を提供

している。」（「これまでの取組」より）

- ・「学内で自主的な勉強をする場所、特にラーニングコモンズの確保を進める。既に整備した中央図書館のラーニングコモンズに加え、」（「本構想における取組」より）

上記の通り、ラーニングコモンズは、学生の自学自習やアクティブラーニングを行うスペースとして既に多くの大学で図書館等に設置されており、また、更なる機能向上や整備を進めようとしている大学も複数あった。

③ICT利用に関するキーワード

21校の構想調書では、ICTの利用に関する記述も頻出していた。それらは大きく、OCW、MOOCsなどの講義映像のアーカイブ化や公開に関する記述と、e-learning等のための教材開発に関する記述に分けられた。

そこで、ICT利用に関するキーワードとして、「OCW、MOOCs」、「e-learningの教材開発」の2つを設定することとした。

○OCW、MOOCs

OCW、MOOCsの取組に関する記述が、4校で見られた。文章例を以下に示す。

- ・「MOOCsをオンライン配信して、積極的に学外、国外の大学生・高校生へ公開する。また、学部学生も時間外学習時間に利用することが可能なことから、スーパーグローバルコースの専攻・副専攻履修への導入授業にもなる。」（「本構想における取組」より）

さらに、OCW、MOOCsというワードはなくとも、「講義のビデオアーカイブを整備することで、学生が主体的に学ぶ環境作りを行ってきた。」（「これまでの取組」より）など、他にも講義映像のアーカイブ化や公開の取組について挙げている大学もいくつか見られた。

○e-learningの教材開発

予習教材、自習教材を作成し、学生がe-learningの形式で授業時間外に学ぶ取組についての記述も

多く見られた。文章例を以下に示す。

- ・「学生の学修にとって効果的なビデオクリップを含む予習教材の充実を図り、オンライン配信の仕組みを整備して学生の主体的な学修を促す。」（「本構想における取組」より）
 - ・「日本語・英語の両方が記載された自習教材（e-Learning）を作成し、学生が自ら両方の言語で講義内容の予習と復習が存分にできる環境を整える。」（「本構想における取組」より）
- 頻出数としては、「これまでの取組」よりも「本構想における取組」の方がやや多く挙がっていた。つまり、今後、さらに教材等を充実させる計画を記述していた大学が多かった。

④ラーニング・アドバイザー制度

その他に、「ラーニング・アドバイザー制度（学習サポーター制度と表記されていたものも含む）」というワードが4校で挙がっていた。「これまでの取組」で4校、「本構想における取組」で1校挙がっており、どちらにも挙がっていた大学が1校あった。文章例を以下に示す。

- ・「平成22年度より学部1、2年次学生を対象として、学部上級生や大学院生が授業等に関する相談に対し助言を行うピア・サポート制度であるスチューデント・ラーニング・アドバイザー（SLA）制度を導入し、疑問等の解決を行っており、」（「これまでの取組」より）
- ・「学習サポーター制度により、基礎学力に不安を感じる学部1～3年生を対象に、修士・博士後期課程の大学院生が学習支援を行っており、」（「これまでの取組」より）
- ・「学習サポーター制度のより一層の充実は、それだけで能動的学習時間の確保に繋がるが、サポーター側、サポートを受けた学生側からのフィードバックのデータ蓄積、有効活用、解析調査等を行う仕組みを構築する。」（「本構想における取組」より）

⑤キャップ制度

最後に、履修単位のキャップ制について、いく

つかの大学で挙がっていた。文章例を以下に示す。

- ・「平成18年度入学者より、全学部生を対象に、履修登録単位数の上限を設定した。これにより、学生が必要以上に科目を履修するのを防ぎ、予習・復習の時間を確保した。」（「これまでの取組」より）
- ・「実質的な学習時間の確保のため、平成13年に入学者から履修単位数に上限をつけるキャップ制を導入し、現在も改善をはかりつつ、継続している。」（「これまでの取組」より）。

3.2 キーワードの関係構造についての考察

構想調書から析出したキーワードを概念的に整理すると、「学生の実質的学びの時間の確保に関する取組」は、「実践の側面」、「空間の側面」、「制度の側面」の3側面に分けることができる。そして、この3つの側面を、「これまで」と「これから」に分けて分析すると、以下の通りの整理が可能である。

■実践の側面

「学生の実質的学びの時間の確保に関する取組」として、これからは「反転授業」が重要な取組となるだろう。①「反転授業」は、③で述べた「アーカイブ化された講義映像」や「e-learningによる教材」による予習を踏まえ、授業中は、例示の重要キーワードとして挙がっていた「アクティブラーニング」を行う形式で実施されていくと考えられる。現在でも教員個人レベルで反転授業は行われつつあるが、構想調書でキーワードとして頻出していることから、今後は大学という組織単位でもそれが展開されていくことが予想できる。

これまでも、ICT利用やアクティブラーニングは各大学で行われてきているが、今後は、ICT活用の中でも、反転授業で用いるためのビデオコンテンツ教材の開発、そして、アクティブラーニングも反転授業を前提としてその内容や方法の検討が進んでいくと考えられる。

■空間の側面

構想調書で頻出していた通り、②「ラーニングコモンズ」の整備や拡充が、これまでもこれからも重要な取組となるだろう。ただし、今回の分析からは、①「反転授業」の取組と②「ラーニングコモンズ」は必ずしもリンクしていなかった。ラーニングコモンズは、学生の自学自習や、(必ずしも反転授業を前提としない場合も含む)アクティブラーニングを行うための重要なスペースとして、今後展開していくと考えられる。

■制度の側面

実践の側面、空間の側面の他に、④「ラーニング・アドバイザー制度」、⑤「キャップ制」など、制度的な側面から「学生の実質的学びの時間」を確保しようとする取組も見られた。これまでも、大学によってはかなり前から実施され、継続的に改善しているところもあった。これから、その他の制度も含め、そうした取組も更に進んでいくと考えられる。

3.3 本学の取組への示唆

最後に、3.1、3.2の分析を踏まえ、本学の取組において示唆される点について言及したい。

本学でも、学びの時間の確保のためにさまざまな取組はなされているが、十分でない点も多い。

まず、3.2の「■実践の側面」で、「反転授業」について述べたが、本学で「反転授業」が直ちに普及するとは考えにくい。例えば、2013年度に受審した認証評価の自己評価書における基準7の「改善を要する点」(大学評価・学位授与機構2014)において、「学内の情報ネットワーク環境は整備されてきているが、ICTを活用した教育実践、学習指導法の工夫が十分に行われているとは言い難い。また、整備したシステムを活用している授業も少数にとどまっている。今後、学習効果の高い教育環境を実現するためのICT活用の方法について検討が必要である。」と、ICT利用による教育実践、学習指導法の工夫が十分でない点が挙げられている。アクティブラーニングの内容

や方法の工夫も含めて、今後、中長期的に検討する必要があり、例えば、本学の中期目標・中期計画や年度計画等に項目化して盛り込むこともあり得るだろう。

次に、「■空間の側面」で述べたラーニングコモンズについては、同じく2013年度に受審した認証評価の自己評価書における基準7の「優れた点」(大学評価・学位授与機構2014)において、「附属図書館にパソコン等を利用した共同学習ができる場を提供するラーニングコモンズを新設するなど、自主学習の整備を続けている点は優れている。」と、ラーニングコモンズの新設について記されている。しかし、多くの大学がラーニングコモンズを設置しつつある中で、更にそれを拡充し、機能向上させようとしている大学の動きにも目を向けていく必要があると思われる。

さらに、「■制度の側面」では、ラーニング・アドバイザー制度について、本学も参考にする意義が十分にあると考えられる。

最後に、構想調書で頻出していたワードではなかったが、地方の国立大学法人の記述の中で「サービスラーニング」の取組がいくつか挙げられていたことを付記したい。文章例を以下に示す。

- ・「学生、教員、連携教員、地域人が連携し、地域の課題に対して解決策を模索する中で、学生のリーダーシップ、チームワーク、論理的思考力、創造性といった実践的能力を涵養する事を志向した総合的実践カリキュラム「実践型社会連携教育プログラム」」(「これまでの取組」より)
- ・「体験型アクティブラーニングやボランティア活動等のサービスラーニングを拡充する。」(「本構想における取組」より)

地域社会が抱える課題の多い県に所在する本学においても、そうしたサービスラーニングの取組を積極的に取り入れ、中長期的にその取組を向上させていくことに意義があると思われ、中期目標・中期計画や年度計画等に盛り込む必要があると考えられる。

4. まとめと今後の課題

本稿では、スーパーグローバル大学創成支援の構想調書の中で「学生の実質的学びの時間の確保に関する取組」の項目を対象に、各大学の記述内容を分析し、そこから自大学の取組への示唆を得ることを試みた。

対象大学としては、構想調書が公開されている採択大学のうち、国立大学法人とした。もちろん、プログラムの採否は項目全体の評価等で決まるため、採択大学だから特定の項目に優れた取組が書かれているとは限らない。不採択大学でも特定項目については優れた取組を行っているところや、計画しているところもあると思われるが、本稿では構想調書が公開されている大学を対象とした。

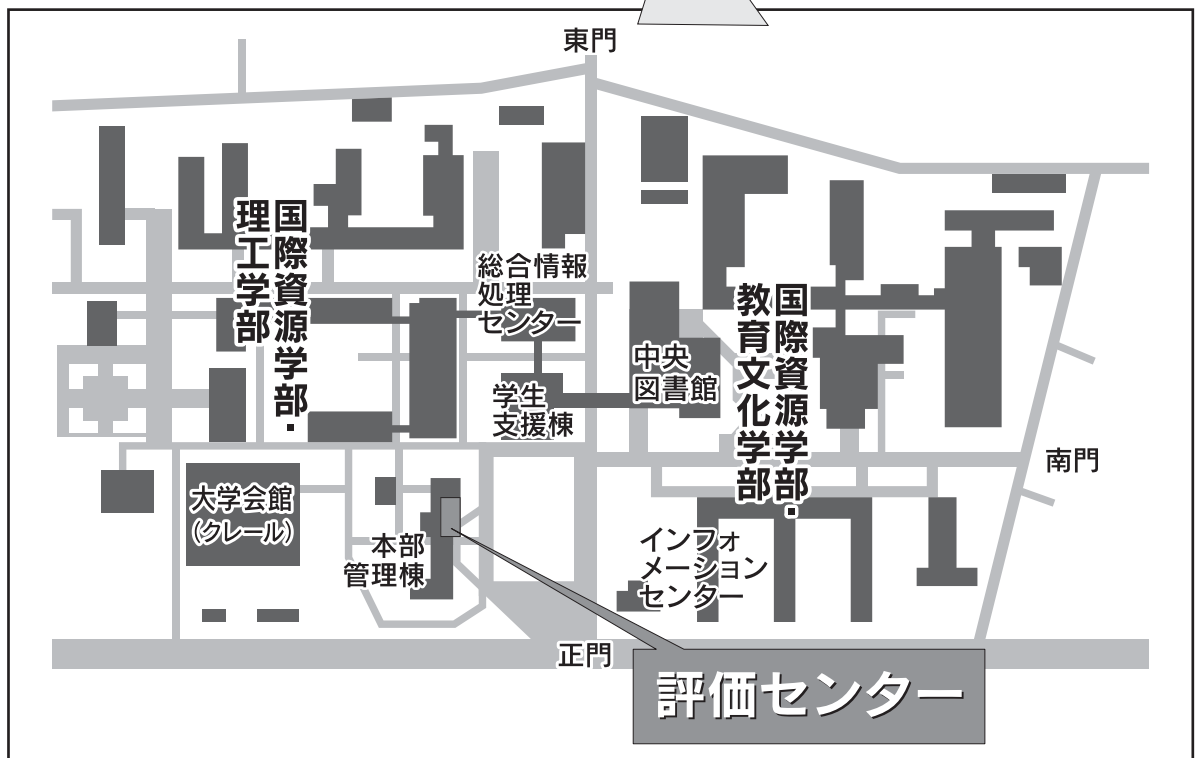
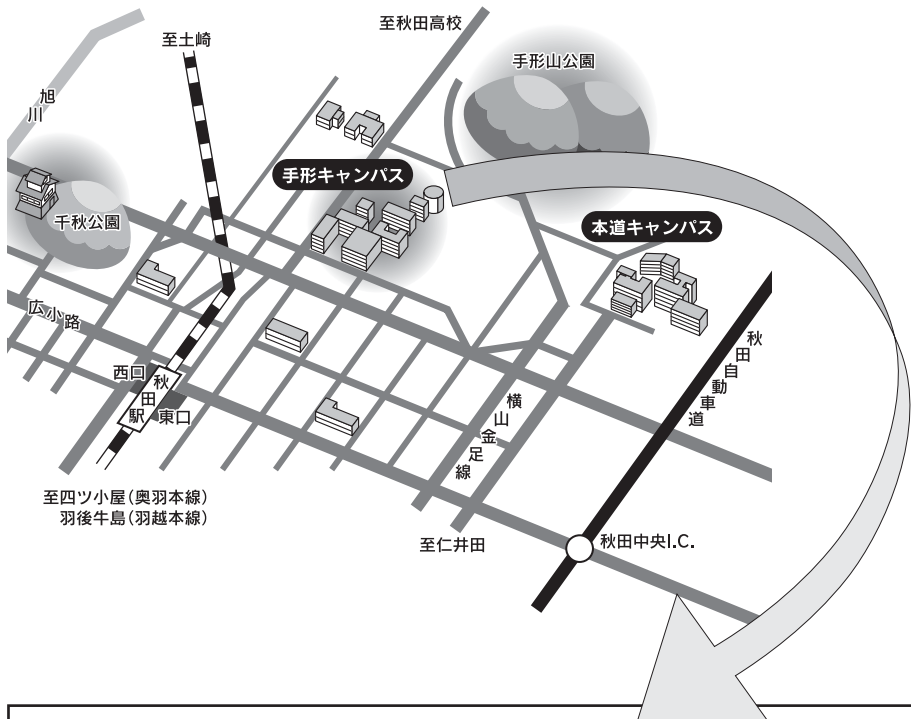
内容分析では、「これまでの取組」と「本構想における取組」の記述内容から、キーワードとして、「アクティブラーニング」、「反転授業」、「ラーニングコモンズ」、「ICT利用（OCW・MOOCs.）（e-learningの教材開発）」、「ラーニング・アドバイザー制度」、「キャップ制度」を析出した。そして、それらキーワードに関する取組の関係構造を「実践の側面」、「空間の側面」、「制度の側面」の3つの側面から、「これまで」と「これから」に分けて分析した。さらに、その分析結果をもとに、本学の取組への示唆を、2013年度の認証評価の結果を踏まえつつ考察し、それらを本学の中期目標・中期計画や年度計画等に項目化して盛り込むことの必要性について言及した。

大学間の比較検討や相互参照により、自大学の取組の強みや弱みを明らかにし、それを評価や改善に活かしていく方法は、今後益々重要になるだろう。今回のような文部科学省のプログラムにおける各大学の構想調書の分析を通じた評価・改善のためのアプローチを、大学の内部質保証の方法論の一つとして、今後確立していく必要があると考えている。

参考文献

- 関 隆宏 (2010) 「認証評価から見える国立大学法人における教育成果の検証の現状－平成19・20年度の大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価の自己評価書から－」, 大学評価研究, 第9号, pp:81-90.
- 渋井 進, 野田文香, 田中弥生, 野澤庸則 (2011) 「自己評価書と評価結果報告書の関係から見た大学機関別認証評価の分析」, 大学評価・学位研究, 第12号, pp:117-138.
- 高田英一, 高森智嗣, 森 雅生, 桑野典子 (2012) 「国立大学法人評価における教育成果に関する記述の現状と課題について－現況調査表・現況分析結果の記述の分析を中心に－」, 大学評価・学位研究, 第13号, pp:81-99.
- 高森智嗣 (2013) 「認証評価における「教育の成果」の記述内容分析－大学評価・学位授与機構を対象に－」, 福島大学総合教育研究センター紀要, 第15号, pp:93-100.
- 高森智嗣 (2014) 「「教育の内部質保証システム」の概要:自己点検・評価報告書の記述内容から」, 福島大学総合教育研究センター紀要, 第17号, pp:91-98.
- 日本学術振興会 (2014a) “スーパーグローバル大学創成支援・制度概要”
<http://www.jsps.go.jp/j-sgu/gaiyou.html>.
- 日本学術振興会 (2014b) “スーパーグローバル大学創成支援・審査結果”
http://www.jsps.go.jp/j-sgu/h26_kekka_saitaku.html
- 大学評価・学位授与機構 (2014) “評価事業・大学機関別認証評価”
http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/daigaku/no6_1_1_jiko_akita_d201403.pdf

評価センター所在地



平成27年3月発行

国立大学法人秋田大学評価センター

〒010-8502 秋田県秋田市手形学園町1番1号

TEL:018-889-2937 FAX:018-889-2939

E-mail:sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp



秋田大学評価センター